

佐竹台地区連合自治会 第 2 9 回総会 議案書（抜粋版）

1. 開会の辞

2. 会長の挨拶

3. 議長指名

4. 議事

(1) 2024 年度事業報告

(2) 2025 年度体制（案）

(3) 2025 年度事業計画（案）

5. 新役員挨拶

6. 議長解任

7. 閉会の辞

2 0 2 5 年（令和 7 年）5 月 9 日（金）

佐竹台市民ホール

(1) 2024 年度（令和 6 年）事業報告

A. 佐竹台地区

1. 諸行事

行 事 名	開 催 日	開 催 場 所
自治会長交流会	6 月 29 日（土）	佐竹台市民ホール
手持ち花火大会	8 月 21 日（水）、8 月 22 日（木）	佐竹台小学校
市民体育祭	11 月 24 日（日）	佐竹台小学校
佐竹台もちつき大会	餅つきスタッフ揃わず中止	－
歳末パトロール	12 月 28 日（土）	佐竹台地区
全市一斉合同防災訓練	1 月 26 日（日）（注）	佐竹台小学校
人権啓発推進研修会	中止	－

（注）炊き出し訓練の一環として小規模餅つきを実施

2. 高齢者支援活動

- ・百才体操、健康体操、各種講座への参加および市民ホールを訪問する都度スタンプスタンプが 4 ケ貯まるごとにコーヒー、ジュース等をサービス
- ・高齢者の体操、各種行事への参加・出席の増加さらに日常の散歩・体力維持に貢献

3. 総会、定例会（各月第二金曜日開催）

- ・連合自治会総会：5 月 10 日（金）
- ・連合自治会定例会：4 月 12 日、6 月 14 日、7 月 12 日、9 月 13 日、10 月 11 日、11 月 8 日、12 月 13 日、2 月 14 日、3 月 14 日（8 月、1 月は休会）

B. 南千里 5 地区

行 事 名	開 催 日	開 催 場 所
少年を守る南千里大会	7 月 14 日（日）	南千里プラザ 2 階
グラウンドゴルフ大会	11 月 23 日（土）	桃山台小学校
ラストサマーフェスティバル	台風 10 号により中止	－
ひゅーまんセミナー	9 月 28 日（土）	南千里プラザ 2 階
新春交歓会	1 月 12 日（日）	南千里プラザ 2 階
とんどまつり	1 月 14 日（火）	南千里公園

(2) 2025 年度（令和 7 年）体制（案）

1) 佐竹台地区連合自治会役員（敬称略）

役 職	氏 名	担 当	所 属 自 治 会
会 長		－	
副会長		－	
		－	
理 事		庶 務	
		会 計	
監 事		会計監査	
		会計監査	

2) 連合自治会事務局（敬称略）

役職、名称	氏 名	担 当	所 属 自 治 会
事務局	尾崎 秀顕	行事	プレミスト千里佐竹台
	咲間 稿一	音響全般	竹美会
	井上 聖子	会計	西幸睦会
	大下 沙織	会計	商店会
	橋口 理香	行事	－
	吉田 知子	行事	－
	池上 透	IT、HP 全般	さつき会
地域行事 サポーター	岡田 由紀子	行事全般	ウェリス・ジオ
	大江 富江		佐竹会
	大驛 俊介		プレミスト千里佐竹台
	奥 明洋		西佐竹台
	寛紀 尚子		－
	木戸 諒介		西幸睦会
	古野 隆		セレッソコート

3) その他（敬称略）

竹見台児童センター	木村 智子（新任）
南千里地区公民館	岡崎 義文（新任）、木村 寛子（新任）

(3) 2025 年度（令和 7 年）事業計画（案）

A. 佐竹台地区

1. 諸行事

行 事 名	開 催 日	開 催 場 所
手持ち花火大会	8 月初	佐竹台小学校
自治会長交流会	未定	佐竹台市民ホール
夏祭り（秋祭り）	未定	佐竹台小学校
市民体育祭	10 月 12 日（日）	佐竹台小学校
佐竹台もちつき大会（注）	未定	佐竹台小学校
歳末パトロール	12 月 28 日（日）	佐竹台地区
全市一斉合同防災訓練	1 月 18 日（日）	佐竹台市民ホール
人権啓発推進研修会	3 月	未定

（注）餅つきスタッフ（各種団体、各自治会、PTA、保護者他）が揃えば実施

2. 高齢者支援

- ・チャレンジカード事業の継続
- ・高齢者対象行事の支援（お出かけごはん他）

3. 地域活動支援

- ・クールオアシスの継続
- ・まちの保健室の実施（協力：済生会千里病院、近隣在住の保健師）
- ・地域活動行事の支援

B. 南千里 5 地区

行 事 名	開 催 日	開 催 場 所
少年を守る南千里大会	6 月 14 日（土）	南千里プラザ 2 階
ラストサマーフェスティバル	8 月末	南千里駅前広場
グラウンドゴルフ大会	未定	竹見台小学校
新春交歓会	1 月初	南千里プラザ 2 階
とんどまつり	1 月 14 日（水）	南千里公園

《 佐竹台地区連合自治会会則 》

(各称及び事務所)

第 1 条 本会は佐竹台地区連合自治会と称し、事務所を佐竹台市民ホール内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、自治会相互の連携をもって、住民福祉及び生活環境の向上に寄与することを目的とし、行政及び関係機関・団体と相協力し、綿密な連絡調整を図る。

(組 織)

第 3 条 本会は、佐竹台地区にある各自治会をもって組織する。

(役 員)

第 4 条 本会に下記の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名
理 事	2 名
監 事	2 名
相談役	若干名

(役員の選出及び任期)

第 5 条 役員は、第 3 条により構成された現代表もしくはかつての代表の中から、前記現代表が選出し任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。また会長は副会長経験者から選出する。なお、相談役については第 4 条の役員の推薦によるものとする。

(役員の任務)

第 6 条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは会長の任務を代行する。
3. 理事のうち、庶務担当理事は本会の事務を担当する。
4. 理事のうち、会計担当理事は本会の会計を担当する。
5. 監事は、会計を監査する。

(総 会)

第 7 条 本会は、年 1 回の総会を開催する。

(定例会)

第 8 条 本会は、各自治会代表者をもって構成し、毎月 1 回定例会を開催する。

(専門部会)

第 9 条 本会において必要と認めた場合は、定例会の承認のもと専門部会を設けることができる。

(運営経費及び会計)

第 10 条 本会の運営経費は、自治会の会費及び寄付金その他をもって充てる。

(会費は、年間 1 戸当たり 500 円)

2. 会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、会計担当理事は収支決算を本会に報告し、承認を受けるものとする。

(補 則)

第 11 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、役員会で審議し定例会で決定する。

(付 則)

1. 本会則は、平成 9 年 5 月 16 日から施行する。
2. 本会則を改正するに、総会出席者の 2 分の 1 以上の同意を要する。
3. 本会則は、平成 14 年 5 月 17 日から改正施行する。
4. 本会則は、平成 30 年 5 月 13 日から改正施行する